




災害等の緊急時の対応について

	I 震度5強以上の地震が発生した場合 II 大規模地震 「警戒宣言」発令時	III 「暴風警報」または、「大雪警報」または、「暴風雪警報」または、「特別警報」発令時
<p>在宅時</p> 	<p>・原則として「まちcomi」での連絡はしません。</p> <p>登校させない。</p>	<p>午前6時の時点で神奈川県全域または東部に「暴風」「大雪」「暴風雪」「特別」警報のいずれかが発令されている場合は、登校させない。 ※全市一斉臨時休業。</p>
<p>在校時</p> 	<p>・原則として「まちcomi」で連絡をします。</p> <p>学習を打ち切り、児童は、「保護者または代替引き取り人」に引き渡します。</p>	<p>「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」</p> <p>発令されることが予想される場合</p> <p>下校時刻を繰り上げて、集団下校の措置をとる場合があります。</p> <p>発令された場合</p> <p>学校で「保護者または代替引き取り人」に引き渡します。</p>
<p>登下校時</p> 	<p>〔登校時〕 〔下校時〕</p> <p>は、近くの安全な場所に避難する。 (学校・自宅・地区センターなど)</p>	

※大規模地震「警戒宣言」= 大規模地震対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣より発令される東海地震を想定した警戒宣言。

※ご家庭でも、避難場所、避難方法などをよく話し合っておいてください。